

## 辰ノ口大会の感想

余田博通

昭和四九年の遠刈田大会に出席することができなかつたし、東京での研究会にも参加していないが、研究通信で知り得る處と今年の辰ノ口大会での発表を聞いたところを考えてみると、極めて多面的に研究発表がなされ、問題点が追究されてきたようだ。そこで今後の問題は、これらの諸研究によつて明らかにされた諸側面を、どのように総合して現段階の「家」を認識するかという問題になると思うのであるが、できるならば来年もう一回、現段階の農村の家を共通テーマにしてほしいと思う。

大会の共同討議において、小生がすこしおしゃべりを始めたけれども、長い演説になるといけないので簡単に終つたが、意を尽していないので、ここで補うことを許されたい。

あの時、割地農民の問題を出したが、予想した通り反対が出た。これは小生があえて異論を出しているのであつて、反対が出るほど面白いのであるが、小生の発想の源は、地代に関する歴史的發展段階論あるいは農民の歴史的範疇論ではなく、割地農的土地所有の具体的形態、とりわけ村の耕地形態との関連と割地農民の生産と消費およびその生活と文化がどのようなものであつたかを知りたいというところにあるのである。ここで割地農の議論をするつもりはないが、今のわれわれの問題に関連していえば、「家」は経済学的に小農とか零細農とか、あるいは過少農とかいわれる所以であるが、それの具体的な姿は単に小さい零細な耕地の所有者であり、かつ耕作者

であるというのか、そのあたりがはつきりしていない。

「家」を「むら」の中の「家」としてみると、「家」の土地所有と利用は、「むら」の領域のなかで具体的にはどのような形態になつてゐるかという点を、問題意識を深めながら明らかにする必要を強調したいのである。「むら」の領域は、政治権力によつて作られたものであるに違いないのであるが、それはまた「家」の集団によつて年々再生産せられてきたものであつて、「家」の集団の労働の成果であり、その集団の生活が自足的であるためには、領域内の土地は山林採草地と田畠とのある比率が保たれなければならない。田畠に対して採草地が少ない場合は、それを補う方法が考案されてきた。用排水の利用の仕方は自然条件に順応しながら水利秩序を作り、作り直して今日に至つたのであつて、ある技術水準の段階においては、それに照應する水を含めた意味での土地利用の秩序が形成された。「むら」のすべての土地は、右の土地利用の秩序のもとにあり、従つてまた一筆ごとの土地はその秩序の部分的機能をになうものである。土地は、村落の土地利用のシステムの装置であり、一筆ごとの土地はその装置の部分である。それが「地所」であろう。「地所」とは、ここでは「むら」の生産装置としての「むら」の土地が、地割りされた分割地の境目のある地面という意味であろう。土地所有は村落的土地区分のものとある土地の所有であり、村落の生産装置の一部の「地所」の所有である。このような意味で「むら」の土地であるという実態がある場合、渡辺兵力氏の「保有」という概念は適当であろうと思う。私は、「むら」の土地の一部を

個別農家が耕作する場合は、その実態を土地占取の共同態性と表現している。

ところで、各「家」の耕地の分散は、「むら」の耕地における配置としてみると、各「家」の耕地の混在であり、このような混在耕地関係を基盤として農業生産が行なわれるとき、「むら」の全戸の農業生産が全体として合理的に行なわれるためには、当然のこととして全戸の寄合いにおける約束＝村極めが必要である。混在耕地制に必然的に随伴するものとして、ゲオルク・フォン・ペローが指摘した耕区強制は、第一次的にはこのようなものとして理解すべきであろう。これは混在耕地制そのものの論理であり、わが国の水田の場合は溝がかり制の論理である。寄合いという集団的相談が行なわれるとき、リーダーが必要であり、寄合いの性格はリーダーの性格に左右される。また歴史的にはリーダーの身分や階級性が決定的重要性を有した。これが第二の論証である。

このような論理によつて成立する村極めの単位は「家」であり、それが「家」であるのは、土地の「むら」保有を前提とし、「地所」の混在所有関係を基礎とする農業生産の単位が「家」であるからである。従つて、右の諸条件が存続する限りは、「むら」の構成単位としての「家」は存続する。

他方、家族員の協業による家族労作経営は、一時に多くの労働力を必要とするとき、他の「家」との協業や雇用によつてそれを補つていた。戦後、除草剤や耕耘機械などの普及により省力化が進み、稻作機械化体系に唯一残っていた田植え労働に田植機がここ二、

四年の間に急速に普及し始め、稻作労働は家長を中心とする家族員の協業をほとんど必要としなくなつた。またシェーレによる農産物価格の相対的低下と経済的高度成長政策による労働力の他産業への吸引によつて、農家の家族員のみならず、基幹労働力たる家長や主婦の労働力までも農外労働に従事するに至り、家族員はそれぞれが現金収入を得ることになった。従来は農業を中心とした共通の生活基盤の上で、家長の家族員に対するコントロールが維持されていたが、家長を始め家族員が別々の職場で働き、農業において家族員の協業を必要としないような状態となり、それぞれに現金収入を得るに至つては、家長権は空洞化せざるを得ない。農業という家業の相続も、子供のうち誰かが帰つてきて與れるだらうという淡い期待を持つ以外に致し方のない時代となつた。「家」は内部より崩れている。いま「家」のなかから個人が生まれ、個人単位の接触や結合が現われてきている。「家」は、そういう意味での核家族の世帯の連合した複合家族としての直系家族形態に変容してきた。

考えなければならない点があまりに多いが、ここでは割愛せざるを得ない。以上を一言でいえば、「家」は解体しつつあるが、「むら」は存続し、「むら」の「家」も存続しているのが現状である。このことを私の辰ノ口大会でいよいよ強く感じた。